

舊藩十世中將重敦君金谷殿に養老し給へる時、安永九年二月八日金谷附定番頭知行八百石中村萬右衛門をば、同附小將組十七人衆と稱する近侍役高田善藏種實、金谷殿に於て殺害す。于時善藏二十二歳なり。其の趣旨は判然ならずといへども、藩公の爲に刃傷に及びたるよし也。其の巨細は金谷殿中刃傷記に載せたり。善藏は同日人持組竹田五郎左衛門へ預けられ、同月十五日竹田氏に於て割腹を命ぜられたり。二月八日の朝善藏自宅居間なる唐紙襖障子に書付け置きたる歌。

おもひ立ち死出の山路はいとはねど

は、その森の露ぞかなしき

また机上に書き置ける歌。

假初におくしら露の消えかへり

草葉の陰に月を待つらむ

此の歌は最前召仕ひし妾へ調へ遣したりといへり。

扱十五日割腹の時辭世の歌。

茂り生ふひとむら松の春の雪

きえても千代の陰にぞ有りける

○金谷文庫

此の文庫は、舊藩五世参議中將網紀卿の創立にして、武州金澤文庫に擬し數庫を建築して、和漢の書籍を爰に納められ、書物奉行世々裁許し來るといへども、廢藩に付き明治四年悉く取毀られたり。按ずるに、此の文庫創立の年曆未だ詳ならずといへども、葛卷昌興日記に、延寶九年三月廿六日金屋々敷御文庫の前に馬場書院等造立の事を載せたり。然れば寛文の末敷、延寶の初頃などに、此の文庫共を造營命ぜられたるなるべし。湯淺氏の藩國官職通考に、延寶の頃書物才覺人と云ふあり。他國へ遣し置かれ、珍書を聞き出し、或は買上げしめらる。津田太郎兵衛勤之とあり。平次按ずるに、寛文十一年土帳に、今枝民部與力百五十石書物調奉行岡部新七・津田源右衛門、與力百石書物調奉行津田太郎兵衛と見たり。右兩人の内岡部新七は早く歿したるか、其の名書籍搜索記録共の内に見當らず。秘笈叢書に載せたる武道致知書私小鏡といへる古記録原本掛紙に、岡邊新七書物とあり。又津田太郎兵衛は書籍搜索記にて考ふるに、寛文・延寶・天和・貞享中書籍搜索方に奔走せ

し事彼是見たり。網紀卿の判書等所見の分左に載之。

以別帑申遺候。

一、中右記令所持候得共、嘉承二年七月八月九月之記無之、拔書許候。此本記近衛殿に有之由、髓承及候。可成候候は、此の一冊許被才覺候様、一溪に可申談候。此の一冊許之事は、段々之首尾有之上にて候間、可相調與存候。若一溪難被申入との事に候は、脇より傳手を以隨分才覺可仕候。

一、金玉集・深窓秘抄、此二部中院殿に能本可有之候間寫申度候。此の由櫻木權右衛門迄可申達候。金玉などは頃外より茂申來候。又野間允胤茂所持、今度之目錄に被載候。此通に候へ共元本不、髓候故、扱右之通候條、あなたにて書寫御申付候歟、又は此方に而書寫申付可差登候條、あなたにて校合御申付候而給候様に成とも、あなた次第に候。其心得可有候。

一、和漢合運圖之作者圓智は、其地要法寺之住持與哉覽、又は平僧與哉覽承及候、住持之儀無紛候哉可承届候。太平記抄も此の僧之作にて世雄坊とも申出に候。世雄坊は坊號、

圓智は名に候哉。又日之字付申す名も別に有之由申者候。然ば圓智は初之名に候哉、且又此人の氏並遷化之年月相尋、要法寺より書付を取可指越候。

一、右圓智作之合運圖、其後光由與申者増補仕旨に候。此光由は吉田を名乗、角倉共一門に而、晩年法跡久庵と稱し、角倉に懸有之旨に候。相果候年號年並並法名承合、委細書付可指越候。

一、圓智作之盤成古本之合運圖有之候は、早々可指越候。古板に茂有之由に候。いづれに而も後人之潤色無之を相尋尤候。以上。

十二月十一日

判

津田太郎兵衛殿

按ずるに、右は京都へ被遣、上方筋奈良邊搜索の時なるべし。但し年歴は未詳。華族方に傳來の記録類等原本の正しき書本を寫さしめられし事、此の判書にても知られけり。又同人への親書左の如し。

此方之日工集考見候得ば、日工略集と候條、全書にては有間敷かと存候條、彌太七方之書、卷數等承度候。